



2020.2.18 No **003** 





JTSU-E ID FAID CAR

「八三子地方本部造成大会」完善に関する中し入れ

## 2月18日、3項目を申し入れました!

2020年2月15日に国分寺労政会館で開催したJR東日本輸送サービス労働組合「八王子地方本部結成大会」において、今もなお本社・支社幹部をはじめ職場管理者による不当労働行為が行われ、安心して働ける環境ではなく、施策の進め方や教育の在り方でも現場の意見が尊重されず、JR東日本の安全レベルが低下しているといった悲痛な声が出されました。

私たちJR東日本輸送サービス労働組合八王子地方本部は「労使対等・信義誠実の原則」に則り、 労使で充分に議論を深め、安全を最優先にした公共交通機関としての使命を守り、地域と共に鉄道会社 を創り出す必要があると考えています。したがって、下記の通り申し入れを行いました。

#### 一申し入れ項目一

- 1. 憲法28条で保障された団結権の侵害にあたる、本社・支社幹部による常軌を 逸した職場巡回等による東日本輸送サービス労働組合への差別・パワーハラス メント・脱退強要・労働組合加入活動への不当労働行為は行わないこと。
- 2. 中央線特急列車の乗務体制見直しについては、安全・サービスレベルが向上する 具体的根拠が示されず、車内秩序を維持できないことから施策を見直すこと。
- 3. 労使間での真摯な議論を通じて合意形成を図り施策を実施すること。 また、施策の提案については実施日の3ヶ月以上前に提案すること。

不当労働行為根絶! 安全第一で働きがいのある 健全な職場風土を、JTSU-Eに結集して実現させよう!



安全第一・健康第一。で "安心・ゆとり・働き甲斐。のある 風通しの良い健全な職場を全組合員で創造しよう!





2020.3.14 No.027





ホームページ

ムページ Twitter

### 中 JR東日本輸送サービス労働組合 1「八王子地方本部結成大会」発言に 号 関する申し入れ 第1回目交渉を行う!

2. 中央線特急列車の乗務体制見直しについて、安全・サービスレベルが 向上する具体的根拠が示されず、車内秩序を維持できないことから施策 を見直すこと。

#### ≪会社回答≫

中央線特急列車については、新たな着席サービスが定着し、車掌の車内巡回・改札業務が変化したことから、乗務体制の見直しを行うものである。

主な議論

今施策が実施出来ると判断した根拠は? 会社としてどのような検証を行ったのか? 会社として、ハード面、ソフト面においてや るべき事がある。

特急1人乗務になることにより、安全レベル・サービスレベルが向上する根拠は?

今ダイヤ改正から中間運転台等でのドア扱いを可能とする訓練が行われているが、特急1人乗務に合わせた取扱いなのか?安全上、最後部運転台以外でのドア扱いは認められない。基本に則り、車掌の作業は最後部運転台で行うべきである。

組合な

会社として全列車・全区間を対象に2ヶ月間(7~8月)、実態調査を行い、乗務員2名に対して支社の社員が1名ずつ車掌業務を確認してきた。対応時間を調べ、出来ると判断した。

ハード面は、改良している。ソフト面でも教育訓練を行っている。「実態調査」が支社としての実施に至る判断基準である。

特急1人乗務になっても安全レベル・サービスレベルは向上しない。低下もしない。 1人乗務でも異常時には対応できる。

基本的に最後部運転台で行う。最後部運転台以外のドア扱いが出来ることで、1人乗務が出来るわけではない。強制ではなく 車掌の判断でやればよい。

確認

特急1人乗務を行う上で社員が不安にならないように必要な教育・訓練は行う。 2人乗務を指定している特急については1人乗務にしない事を現場へ指導していく。 ホーム上の指定席券売機については課題があるため、システムの改修を要請していく。 特急1人乗務と中間運転台でのドア扱いは切り離している。 施策実施後も労使双方で検証を行い、課題や問題点を明確にして解決を目指す。



2020.3.31 No.**036** 





ニームページ

申1号

### JR東日本輸送サービス労働組合 「八王子地方本部結成大会」発言に 関する申し入れ

第2回 団体交渉

1. 憲法28条で保障された団結権の侵害にあたる、本社・支社幹部による常軌を 逸した職場巡回等によるJR東日本輸送サービス労働組合への差別・パワーハラ スメント・脱退強要・労働組合加入活動への不当労働行為は行わないこと。

≪会社回答≫ 組合の活動について、会社は介入するものではない。会社としては、不当労働行為 を容認するものではなく、事実確認ができれば、確認内容を踏まえて個別に注意 指導を行う考えであり、また管理者全体に対しても注意徹底を指導していく。

申し入れを受けてからどのような調査をしたのか?

立川車掌区分会が3月19日に 申し入れを行ったが、現場長が 受け取りを拒否した事象を把握 しているか?

団体交渉の拒否にあたり、憲法 合28条に違反する行為だ!

組

労使間の協約が結ばれていない現在、「支社一地本」という交渉単位は定められていない! 今回の事象は、労基法7条2項違反に当たる、不当労働行為である事を通告する! 申し入れを受け調査中だが、組合が主張するような事象は知得していない。

立川車掌区での事象も知得していない。調査出来次第 回答するが、職場に集団的労使関係は無い。社内規定 (就業規則、労働基準法等関係事務取扱規程、労働関 係事務取扱規程)によって現場長に権限を与えていない ので、申し入れを受け取る事は出来ない。

憲法は総体的なものを述べている。法律上の事業場は、立川車掌区であるが、現場長が申し入れを受け取る事は出来ない。団体交渉は支社一地本間で行うものである。

憲法よりも社内規定が上!? 明確なコンプライアンス違反だ!

#### 労働組合法

第7条(不当労働行為) 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 2項 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉を することを正当な理由がなくて拒むこと。

組合に指摘されてから調べる姿勢こそが、不誠実だ。支社として現場の状況を把握していない事が残念である。不当労働行為はあってはならない。労使で議論を深めていく必要がある。

確認

問題解決に向けて労使で継続議論。

第2回団体交渉②に続く



2020.3.31 No.**037** 





ホームペーシ

Twitter

申1号

### JR東日本輸送サービス労働組合 「八王子地方本部結成大会」発言に 関する申し入れ

第**2**回 団体交渉

(2)

3. 労使間での真摯な議論を通じて合意形成を図り施策を実施すること。 また、施策の提案については実施日の3ヶ月以上前に提案すること。

組

#### ≪会社回答≫

施策の実施にあたり、業務改革と生産性向上は必須であると考えている。各種施策の確実な実行に向け、時間軸を意識してスピード感をもって実施していく考えであり、団体交渉を通じて労使間で真摯な議論を行い、問題を解決していく考えに変わりはない。なお、施策の提案については成案になり次第行う考えである。

基本的なことであるが、施策の 実施においては、労働組合に 提案し、合意形成と議事録確認 をした上での施策実施となる。

労使の合意形成を図るためには、時間をかけて議論していく必要があるのではないか。

プレス発表が先行し、組合員への周知や教育が遅れている 現実がある。プレス発表段階で 労働組合に提案すべきだ!

前広に周知するものなら、その 段階で労働組合に提案するべ きだ。 基本的には、組合の提起通り合意形成を図った上での実施となる。

期日を決めてやれるものではないが、 内容上深めていく必要がある。

会 プレス発表段階では成案になっていな 社 いので、成案になり次第提案していく。 プレス発表は前広に周知していくもので ある。

「生煮えのモノ」を提案することは出来ない。

「生煮えのモノ」を世間に発表しているのか!?

確認

施策は、労使の合意形成を図った上で実施していく。 議論を深めるための時間は確保していく。

一項の議論を継続とし、第2回交渉を終了!



2020, 04, 15 No. **046** 





会社

申

JR東日本輸送サービス労働組合 第3回交渉

<sup>号</sup> 八王子地方本部結成大会発言に基づく申し入れ 開催

#### 【第2回交渉による確認事項】

3月19日に立川車掌区において、分会の申し入れを現場長が受け取らなかった事象については、会社が知得していなかったため、背景等含めて会社が調査をする。その上で会社としての見解を示す。

#### 【会社回答(調査結果)】

一言一句のやり取りや時系列もわからないが、要請書について現場長は「見ていない。受け取ってもいない。組合には、勤労課が窓口なので支社を案内」と対応をした。

企業内労働組合として存在し、 組合 分会が結成された中で、憲法28条や労組法に 基づき、現場で申し入れを行なっている。

社内規定に基づき、現場長には労働組合 **会社** との交渉権などは与えていない。上司・部下の 関係性であれば問題は無く対応する。

組合

職場には、分会があり集団的労使関係は 存在する。現場で解決できる問題は職場で 議論し、解決するべきである。

憲法や労組法を上回る社内規定は、あり得ない

協約の締結を前提として団体交渉は 支社・地本間で行うことが望ましい。 現場に集団的労使関係はあるが、現場長に

現場に集団的労使関係はあるが、現場長に権限を 与えていないため、集団的労使関係はない。

法令に抵触しているとは、思わない。

憲法や法令を上回る社内規定は無効である!事業場の責任者として、現場長に権限を持たせるべきだ!

前回の交渉で背景等含めて調査を行なう **組合** と確認したが、やり取りや対応が曖昧である。 交渉に対する会社の対応は、不誠実である。

見てもいないし受け取っていない。 **会社** その場に誰がいたかはわからない。 午前は副区長。午後は区長が対応した。 認識は受け取れないということ。

対立

会社の見解は示されたが認識は一致しない。分会を認めているので職場に 集団的労使関係はある。立川車掌区の事象は不当労働行為として通告する!

憲法を上回る社内規定? 調査もできない企業体質!? 不当労働行為を許さず、現場の問題は現場で解決を求めよう!!